

産業廃棄物処理計画書

令和6年6月24日

新潟市長様

提出者

住所

新潟市中央区八千代2丁目4番8号

氏名

清水建設株式会社 北陸支店 新潟営業所
所長 澤田 尚

(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

電話番号

025-245-8531

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第9項の規定に基づき、産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。

事業場の名称	清水建設株式会社 新潟営業所
事業場の所在地	新潟市中央区八千代2丁目4番8号
計画期間	令和6年4月1日から 令和7年3月31日まで

当該事業場において現に行っている事業に関する事項

①事業の種類	D06 (総合工事業)
②事業の規模	2,008,454千円
③従業員数	67人
④産業廃棄物の一連の処理の工程	別紙①のとおり

産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

(管理体制図)

別紙②-1、2のとおり

産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

【前年度 (令和5年) 実績】								
産業廃棄物の種類	建設汚泥	廃プラスチック類	金属くず	ガラス陶磁器等くず	がれき類	紙くず	木くず	繊維くず
排出量	2.40 t	7.50 t	6.20 t	23.60 t	5,008.10 t	7.20 t	11.30 t	0.10 t
産業廃棄物の種類	建設混合廃棄物	石綿含有産業廃棄物	水銀使用製品産業廃棄物					
排出量	132.70 t	32.90 t	0.03 t					

(これまでに実施した取組)

- ① 各作業所における3R運動—Reduce(減らす)、Reuse(再使用)、Recycle(再資源化)にRefuse(入れない)を加えた4R運動を実施。
- ② 分別の徹底と鉄等(有価物)のダイレクトリサイクルを推進。

【目標】								
産業廃棄物の種類	建設汚泥	廃プラスチック類	金属くず	ガラス陶磁器等くず	がれき類	紙くず	木くず	繊維くず
排出量	1.92 t	6.00 t	4.96 t	18.88 t	4,006.48 t	5.76 t	9.04 t	0.08 t
産業廃棄物の種類	建設混合廃棄物	石綿含有産業廃棄物	水銀使用製品産業廃棄物					
排出量	106.16 t	26.32 t	0.02 t					

(今後実施する予定の計画)

- ① 上記をさらに推進し、4R運動を継続する。
- ② 梱包材の簡素化を図る。

産業廃棄物の分別に関する事項

① 現状 (分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組)

別紙③-1、③-2 工程別分別ステップ表 の各ステップを各作業所の規模・特性に合わせ実施した。

② 計画 (今後分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組)

上記のとおり継続、実施する。

自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項

① 現状		【前年度 (年度) 実績】							
産業廃棄物の種類	建設汚泥	廃プラスチック類	金属くず	ガラス陶磁器等くず	がれき類	紙くず	木くず	繊維くず	
自ら再生利用を行った産業廃棄物の量									
産業廃棄物の種類	建設混合廃棄物	石綿含有産業廃棄物	水銀使用製品産業廃棄物						
自ら再生利用を行った産業廃棄物の量									
(これまでに実施した取組)									
自ら再生利用はしない									
② 計画		【目標】							
産業廃棄物の種類	建設汚泥	廃プラスチック類	金属くず	ガラス陶磁器等くず	がれき類	紙くず	木くず	繊維くず	
自ら再生利用を行う産業廃棄物の量									
産業廃棄物の種類	建設混合廃棄物	石綿含有産業廃棄物	水銀使用製品産業廃棄物						
自ら再生利用を行う産業廃棄物の量									
(今後実施する予定の計画)									
自ら再生利用はしない									

自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項

① 現状		【前年度 (年度) 実績】							
産業廃棄物の種類	建設汚泥	廃プラスチック類	金属くず	ガラス陶磁器等くず	がれき類	紙くず	木くず	繊維くず	
自ら熱回収を行った産業廃棄物の量									
自ら中間処理により減量した産業廃棄物の量									
産業廃棄物の種類	建設混合廃棄物	石綿含有産業廃棄物	水銀使用製品産業廃棄物						
自ら熱回収を行った産業廃棄物の量									
自ら中間処理により減量した産業廃棄物の量									
(これまでに実施した取組)									
自ら中間処理はしない									
② 計画		【目標】							
産業廃棄物の種類	建設汚泥	廃プラスチック類	金属くず	ガラス陶磁器等くず	がれき類	紙くず	木くず	繊維くず	
自ら熱回収を行う産業廃棄物の量									
自ら中間処理により減量する産業廃棄物の量									
産業廃棄物の種類	建設混合廃棄物	石綿含有産業廃棄物	水銀使用製品産業廃棄物						
自ら熱回収を行う産業廃棄物の量									
自ら中間処理により減量する産業廃棄物の量									
(今後実施する予定の計画)									
自ら中間処理はしない									

自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項

【前年度 (年度) 実績】		建設汚泥	廃プラスチック類	金属くず	ガラス陶磁器等くず	がれき類	紙くず	木くず	繊維くず
① 現状	産業廃棄物の種類								
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った産業廃棄物の量	t	t	t	t	t	t	t	t
	産業廃棄物の種類	建設混合廃棄物	石綿含有産業廃棄物	小銀使用製品産業廃棄物					
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った産業廃棄物の量	t	t	t	t	t	t	t	t
(これまでに実施した取組)									
自ら埋立処分はしない									

【目標】		建設汚泥	廃プラスチック類	金属くず	ガラス陶磁器等くず	がれき類	紙くず	木くず	繊維くず
② 計画	産業廃棄物の種類								
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行う産業廃棄物の量	t	t	t	t	t	t	t	t
	産業廃棄物の種類	建設混合廃棄物	石綿含有産業廃棄物	小銀使用製品産業廃棄物					
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行う産業廃棄物の量	t	t	t	t	t	t	t	t
(今後実施する予定の計画)									
自ら埋立処分はしない									

産業廃棄物の処理の委託に関する事項

【前年度 (令和5年度) 実績】		建設汚泥	廃プラスチック類	金属くず	ガラス陶磁器等くず	がれき類	紙くず	木くず	繊維くず
① 現状	産業廃棄物の種類								
	全処理委託量	2.40 t	7.50 t	6.20 t	23.60 t	5,008.10 t	7.20 t	11.30 t	0.10 t
	優良認定処理業者への処理委託量	0.00 t	2.40 t	3.30 t	4.30 t	790.50 t	0.20 t	0.60 t	0.10 t
	再生利用業者への処理委託量	2.40 t	6.00 t	6.20 t	14.80 t	4,238.00 t	6.90 t	11.30 t	0.10 t
	認定熱回収業者への処理委託量	0.00 t	0.00 t	0.00 t	0.00 t	0.00 t	0.00 t	0.00 t	0.00 t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	0.00 t	0.00 t	0.00 t	0.00 t	767.90 t	0.00 t	0.00 t	0.00 t
	産業廃棄物の種類	建設混合廃棄物	石綿含有産業廃棄物	小銀使用製品産業廃棄物					
	全処理委託量	132.70 t	32.90 t	0.03 t	t	t	t	t	t
	優良認定処理業者への処理委託量	55.30 t	3.20 t	0.00 t	t	t	t	t	t
	再生利用業者への処理委託量	112.40 t	0.00 t	0.00 t	t	t	t	t	t
	認定熱回収業者への処理委託量	0.00 t	0.00 t	0.00 t	t	t	t	t	t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	0.00 t	0.00 t	0.00 t	t	t	t	t	t

(これまでに実施した取組)

- ①建設リサイクル法及びその基本方針に則り、分別解体を実施した。又、廃棄物の分別を徹底し再生利用を推進した。
- ②再生利用が可能な廃棄物は、処理内容を確認し、出来る限り再生利用業者を選定し、処理委託をした。
- ③優良認定処理業者認定の状況を確認し、そこに出来るだけ優先して処理委託をした。

【目標】									
① 計画	産業廃棄物の種類	建設汚泥	廃プラスチック類	金属くず	ガラス陶磁器等くず	がれき類	紙くず	木くず	繊維くず
	全処理委託量	1.92 t	6.00 t	4.96 t	18.88 t	4,006.48 t	5.76 t	9.04 t	0.08 t
	優良認定処理業者への処理委託量	0.00 t	1.92 t	2.64 t	3.44 t	632.40 t	0.16 t	0.48 t	0.08 t
	再生利用業者への処理委託量	1.92 t	4.80 t	4.96 t	11.84 t	3,390.40 t	5.52 t	9.04 t	0.08 t
	認定熱回収業者への処理委託量	0.00 t	0.00 t	0.00 t	0.00 t	0.00 t	0.00 t	0.00 t	0.00 t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	0.00 t	0.00 t	0.00 t	0.00 t	0.00 t	0.00 t	0.00 t	0.00 t
	産業廃棄物の種類	建設混合廃棄物	石綿含有産業廃棄物	小袋使用製品産業廃棄物					
全処理委託量	106.16 t	26.32 t	0.02 t						
優良認定処理業者への処理委託量	44.24 t	2.56 t	0.00 t						
再生利用業者への処理委託量	89.92 t	0.00 t	0.00 t						
認定熱回収業者への処理委託量	0.00 t	0.00 t	0.00 t						
認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	0.00 t	0.00 t	0.00 t						
(今後実施する予定の取組)									
<p>①建設リサイクル法及びその基本方針に則り、分別解体を実施した。又、廃棄物の分別を徹底し再生利用を推進する。</p> <p>②再生利用が可能な廃棄物は、処理内容を確認し、出来る限り再生利用業者を選定し、処理委託する。</p> <p>③優良認定処理業者認定の状況を確認し、そこに出来るだけ優先して処理委託する。</p> <p>④熱回収業者については、認定処理業者が現場周辺にあれば、優先して処理委託する。</p> <p>⑤基本的に電子マニフェスト対応可能な業者から選定し処理委託する。</p>									
※事務処理欄									

備考

- 1 前年度の産業廃棄物の発生量が1,000トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
 - (1) ①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
 - (2) ②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
 - (3) ④欄には、当該事業場において生ずる産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。
- 4 「自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の11第2号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 6 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「―」を記入すること。
- 7 ※欄は記入しないこと。

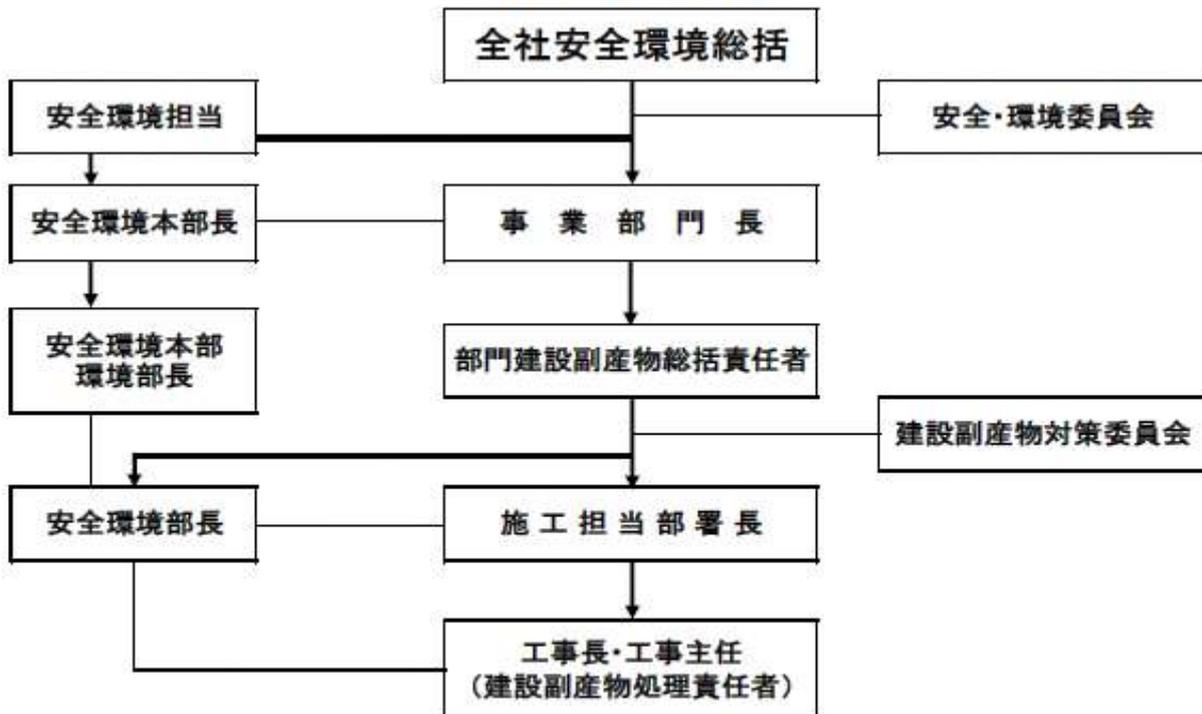
別紙① 産業廃棄物の一連の処理工程

がれき類	<ul style="list-style-type: none"> ・再生処理業者へ委託 → 再生砕石として再資源化 ・中間処理業者(破碎)へ委託 → 処理後、リサイクル不可のみ埋立処分
ガラスくず及び 陶磁器くず	<ul style="list-style-type: none"> ・再生処理業者へ委託 → 原料として再資源化 ・中間処理業者(破碎)へ委託 → 処理後は埋立処分 ・再生処理業者へ委託(石膏ボード) → 原料として再資源化 ・再生処理業者へ委託(石膏ボード) → 土壌改良材として再資源化
金属くず	<ul style="list-style-type: none"> ・回収業者へ売却 ・再生処理業者へ委託 → 再生後は原料として再資源化
木くず	<ul style="list-style-type: none"> ・再生処理業者へ委託 → 木材チップとして再資源化 ・再生処理業者へ委託 → セメントの原料として再資源化 ・再生処理業者(RPF製造)へ委託 → 処理後は燃料として再資源化
紙くず	<ul style="list-style-type: none"> ・回収業者へ売却(ダンボール) ・再生処理業者(RPF製造)へ委託 → 処理後は燃料として再資源化 ・中間処理業者(焼却)へ委託 → 処理後の燃え殻は埋立処分
繊維くず	<ul style="list-style-type: none"> ・再生処理業者(RPF製造)へ委託 → 処理後は燃料として再資源化 ・中間処理業者(焼却)へ委託 → 処理後の燃え殻は埋立処分
廃プラスチック類	<ul style="list-style-type: none"> ・再生処理業者へ委託 → 原料として再資源化 ・再生処理業者(RPF製造)へ委託 → 処理後は燃料として再資源化 ・中間処理業者(破碎)へ委託 → 処理後は埋立処分
混合廃棄物	<ul style="list-style-type: none"> ・中間処理業者へ委託 → 上記の各種類別に分別後、上記の処理工程を行う ・中間処理業者へ委託 → 処理後は埋立処分
汚泥	<ul style="list-style-type: none"> ・再生処理業者(固化)へ委託 → 処理後は改良土として再資源化 ・中間処理業者(焼却)へ委託 → 処理後はセメントの原料として再資源化 ・中間処理業者(脱水・混練)へ委託 → 処理後、リサイクル不可のみ埋立処分
水銀使用製品 産業廃棄物	<ul style="list-style-type: none"> ・再生処理業者(破碎、脱水銀化)へ委託 → 処理後は原料として再資源化
廃油	<ul style="list-style-type: none"> ・再生処理業者(混合、油水分離)へ委託 → 処理後は燃料として再資源化
廃アルカリ、廃酸	<ul style="list-style-type: none"> ・中間処理業者(中和)へ委託 → 処理後は埋立処分
石綿含有産業 廃棄物	<ul style="list-style-type: none"> ・最終処分は埋立処分
廃石綿	<ul style="list-style-type: none"> ・セメント固化後 → 埋立処分 ・固型化、安定化等(二重梱包) → 埋立処分

別紙②-1 産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

総括責任者	組織名：北陸支店	役職：副支店長
廃棄物担当	組織名：安全環境部	組織人数：7人
役割	建設副産物 対策委員会	<ul style="list-style-type: none"> ○廃棄物処理に関する検討 ○廃棄物の発生抑制、適正処理の推進、最終処分率の低減、建設副産物総量の削減等を計画的に進める上で必要な事項を検討する。 ・委員長—副支店長 ・委員—関連部署部長 ・事務局—安全環境部
	部門建設副産物 総括責任者	<ul style="list-style-type: none"> ○廃棄物処理方針の策定 ○廃棄物処理に関する各種事項の決定、承認
	安全環境部	<ul style="list-style-type: none"> ○廃棄物処理計画の推進 ○廃棄物管理状況の把握と改善策の検討 ○処理業者、再生利用業者の調査、選定及び管理 ○委託契約の締結(電子契約(DocuSign)を推進) ○マニフェスト伝票の配布、管理の推進 ○電子マニフェスト実施の推進 ○特別管理産業廃棄物管理責任者、有資格者等の配置の確認 ○監督官庁への各種報告 ○社員、取引業者に対する教育、啓発 ○各作業所に対する情報提供、支援及び指導 ○石綿事前調査結果報告窓口

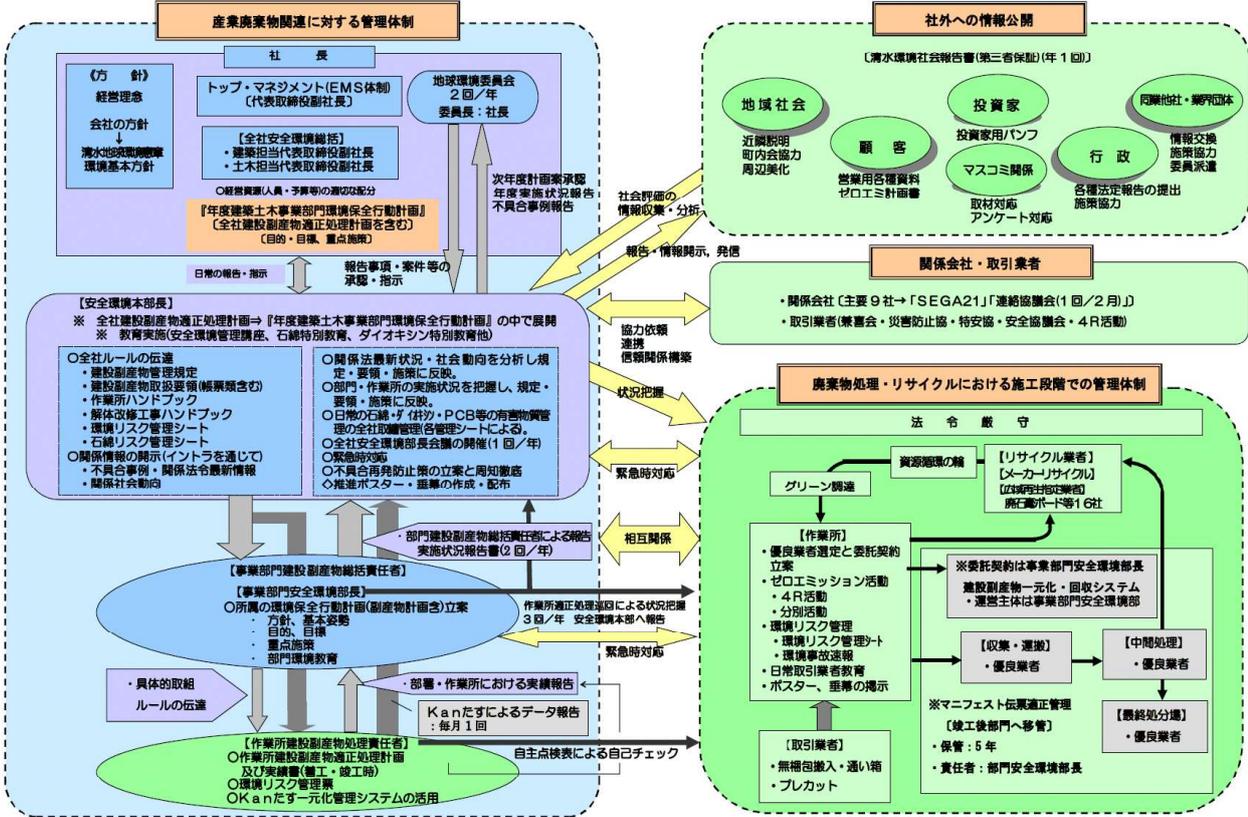
建設副産物管理体制



別紙②-2

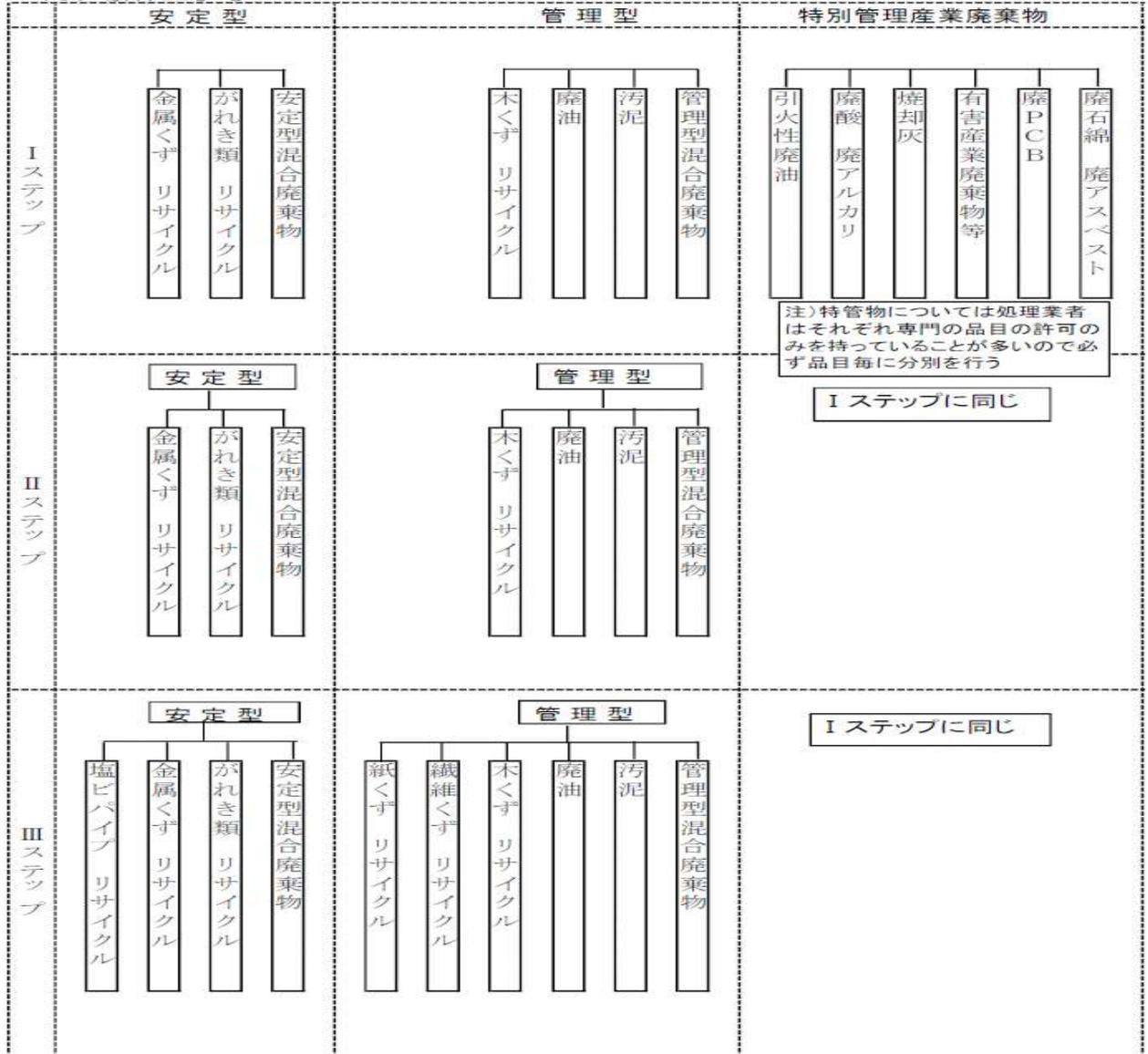
安全環境本部
制定：2004.10.01.
第1回改訂：2005.07.01.
第2回改訂：2006.01.01.

シミズの廃棄物・リサイクルガバナンス

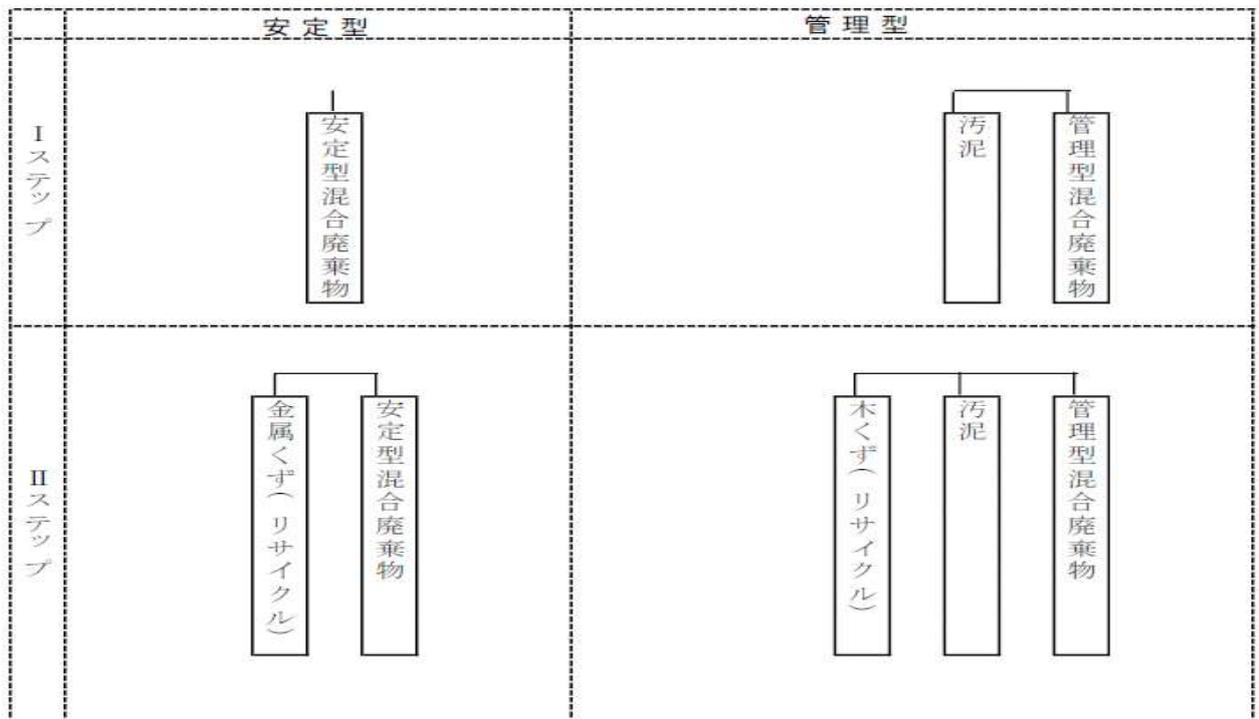


別紙③-1 (分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組)

(3) 解体工事時

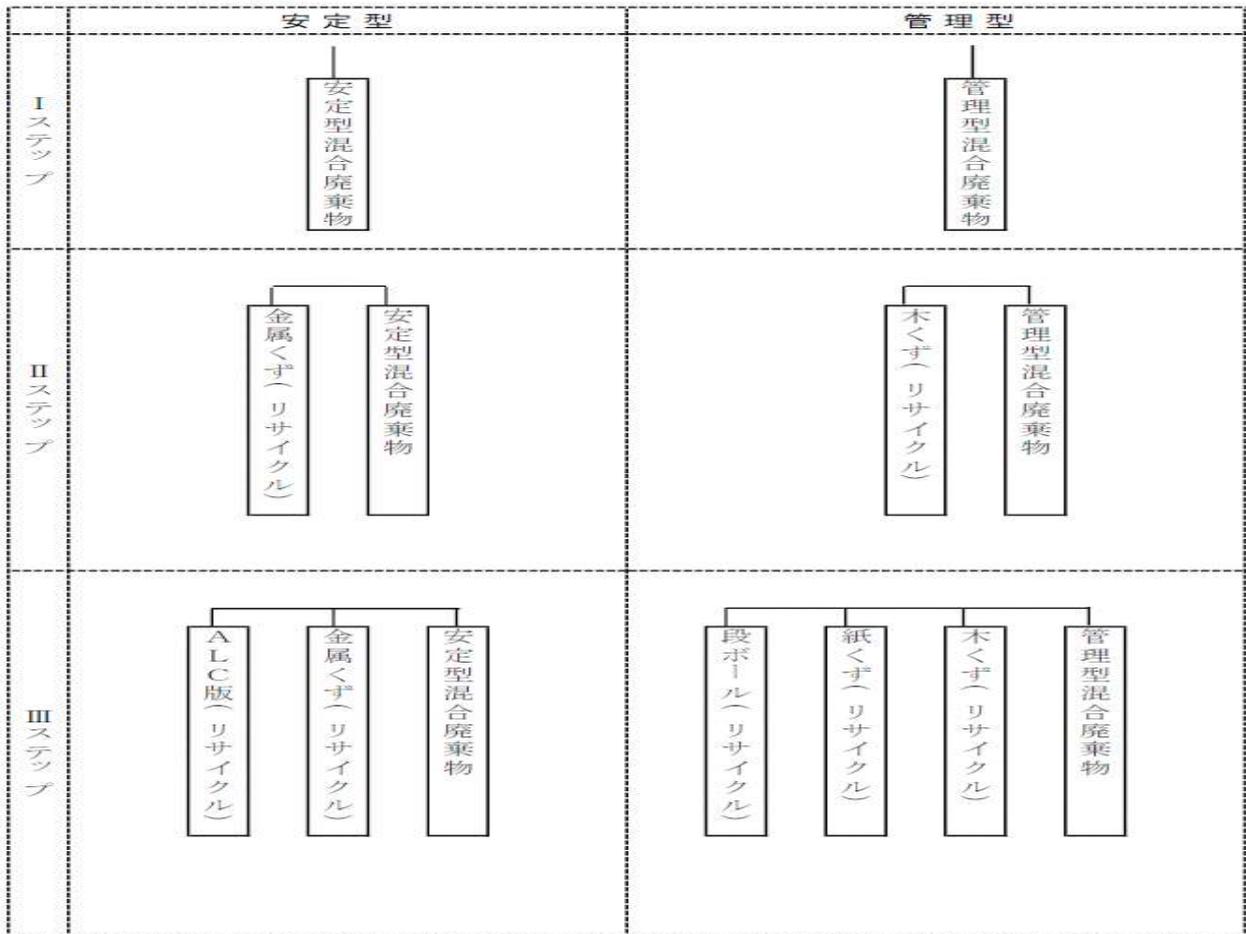


(4) 杭及び土工事時

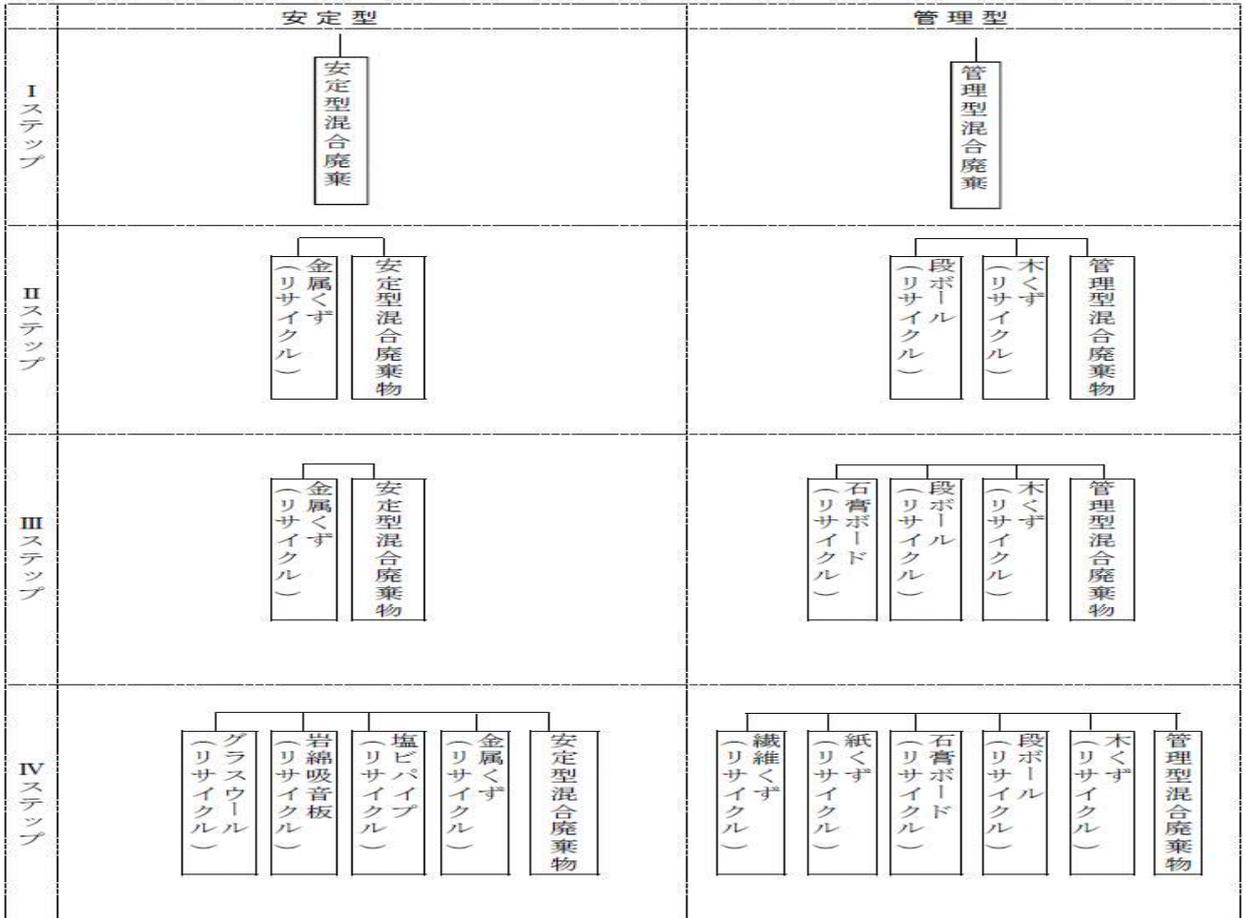


別紙③-2 (分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組)

(5) 躯体工事時



(6) 仕上工事時



産業廃棄物処理計画書（集計用シート）

提出者の名称	清水建設株式会社 北陸支店 新潟営業所 <small>所長 澤田 尚</small>	提出者の住所	新潟市中央区八千代2丁目4番8号
事業場の名称	清水建設株式会社 新潟営業所	事業場の所在地	新潟市中央区八千代2丁目4番8号
内容年度	年度		

(単位:トン)

廃棄物の種類	現状 / 計画	排出量 A	自社内での処理状況				委託先での処理状況				
			自己再生 利用量 B	うち熱 回収量 C	自己中間 処理 減量化量 D	自己最終 処分量 E	全処理 委託量 F	委託処理量のうち委託先毎の量			
								優良認定 処理業者 への処理 委託量 G	再生利用 業者への 処理 委託量 H	熱回収 認定業者 への処理 委託量 I	熱回収 認定業者 以外の熱 回収を行 う業者へ の処理 委託量 J
建設汚泥	現状	2.40					2.40	0.00	2.40	0.00	0.00
	計画	1.92					1.92	0.00	1.92	0.00	0.00
廃プラスチック類	現状	7.50					7.50	2.40	6.00	0.00	0.00
	計画	6.00					6.00	1.92	4.80	0.00	0.00
金属くず	現状	6.20					6.20	3.30	6.20	0.00	0.00
	計画	4.96					4.96	2.64	4.96	0.00	0.00
ガラス陶磁器等くず	現状	23.60					23.60	4.30	14.80	0.00	0.00
	計画	18.88					18.88	3.44	11.84	0.00	0.00
がれき類	現状	5,008.10					5,008.10	790.50	4,238.00	0.00	767.90
	計画	4,006.48					4,006.48	632.40	3,390.40	0.00	0.00
紙くず	現状	7.20					7.20	0.20	6.90	0.00	0.00
	計画	5.76					5.76	0.16	5.52	0.00	0.00
木くず	現状	11.30					11.30	0.60	11.30	0.00	0.00
	計画	9.04					9.04	0.48	9.04	0.00	0.00
繊維くず	現状	0.10					0.10	0.10	0.10	0.00	0.00
	計画	0.08					0.08	0.08	0.08	0.00	0.00
建設混合廃棄物	現状	132.70					132.70	55.30	112.40	0.00	0.00
	計画	106.16					106.16	44.24	89.92	0.00	0.00
石綿含有産業廃棄物	現状	32.90					32.90	3.20	0.00	0.00	0.00
	計画	26.32					26.32	2.56	0.00	0.00	0.00
水銀使用製品産業廃棄物	現状	0.03					0.03	0.00	0.00	0.00	0.00
	計画	0.02					0.02	0.00	0.00	0.00	0.00
	現状										
	計画										
	現状										
	計画										
	現状										
	計画										
	現状										
	計画										
合 計	現状	5,232.03					5,232.03	859.90	4,398.10		767.90
	計画	4,185.62					4,185.62	687.92	3,518.48		